

音声データのテキスト化業務（平成29年度分）の外部委託の実施について

（案）

紛争解決対応室業務における議事録等の作成を支援するため、音声データのテキスト化業務を委託することとし、以下のとおり、一般競争入札（最低価格落札方式）にて委託先選定のための入札を実施することとする。

1. 契約期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

2. 業務内容・年間調達見込

別紙2入札仕様書のとおり

3. 入札スケジュール

平成29年	2月22日（水）	公告
平成29年	2月28日（火）	入札説明会
平成29年	3月8日（水）	入札締切・開札
平成29年	3月13日（月）迄	落札者決定

4. 入札説明書等

入札説明書、入札仕様書は別紙1～2のとおり。公告時にウェブサイト上に開示することとする。

5. 開札の実施および落札者の決定

開札の実施および落札者の決定については、総務部長が実施することとする。なお、落札者との契約の締結については、別途、理事会にて議決をする。

以 上

【添付資料】

別紙1：入札説明書

別紙2：入札仕様書

(別紙1)

電力広域的運営推進機関
紛争解決対応室業務に関する
音声データのテキスト化業務委託
入札説明書

電力広域的運営推進機関

平成29年2月

電力広域的運営推進機関

1. 件名

紛争解決対応室業務に関する音声データのテキスト化業務委託

2. 調達方式

一般競争入札（最低価格落札方式）で行う

2.1 入札資格

- (1) 平成 28・29・30 年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」に等級「C」以上の格付けをされており、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (2) 入札説明会に参加した者であること。
- (3) 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
- (4) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (5) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）。
- (7) 自己、自社若しくはその役員等（注 1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注 2）でない者であること。
（注 1）取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。
（注 2）暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者等、その他これに準じる者。
- (8) 年間で会議等の速記及び議事録の作成業務を受注し、納品した実績が 1 3 0 件以上あること。
（件名、発注日、納品日、相手先等の一覧を貼付すること）
- (9) 社内に秘密保持体制を整え、責任者、現場管理者を適切に設け、社内のみで本業務を処理できる体制が整っていること。又はプライバシーマーク等を取得していること。
（秘密保持における現行社内体制又はプライバシーマーク等の取得の証明を貼付すること）
- (10) 社内に品質保持体制を整え、各工程に責任者等を適切に設けていること。又は ISO 9001（品質マネジメント）を取得していること。
（品質保持における現行社内体制又は ISO 9001 取得の証明を貼付すること）

2.2 入札説明会の実施

下記日時で入札説明会を実施する。入札を希望する者は、参加すること。

日 時：平成 29 年 2 月 2 8 日（火） 1 5 時 3 0 分～（3 0 分程度）

場 所：東京都江東区豊洲 6-2-15 電力広域的運営推進機関

参加資格：2.1 の入札資格を満たす者

そ の 他：

- ・入札を希望する事業者は必ず参加すること（不参加の場合は入札できないものとする）
- ・参加人数は各社 2 名までとする

- ・受付にて名刺を1枚提出すること

2.3 入札方法

平成29年3月8日（水）15時必着で、以下書類を郵送又は持参すること。なお、入札にあたっては、本説明書及び仕様書の内容を承知のうえ入札すること。

（1）提出書類

- ・資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ・単価見積もり書（件名を記載の上、別途封入すること）
- ・適合証明書
- ・適合証明書添付書類
 - 年間納品実績の件名、発注日、納品日、相手先等の一覧（130件以上）
 - 秘密保持における現行社内体制又はプライバシーマーク等の取得の証明
 - 品質保持における現行社内体制又はISO9001取得の証明

（2）提出先

〒135-0061

東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ 音声データのテキスト化業務委託 入札係

2.4 入札保証金及び契約保証金

免除

2.5 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする最低価格落札方式とする。

2.6 落札結果の通知

平成29年3月13日（月）までに、入札者に対して落札結果を通知する。

2.7 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のいずれかを欠く者のした入札、提出資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3. 契約期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

4. 見積条件

- ・音声データ1時間あたりの単価（税抜き）について見積もりすること
 - ・見積書には記名押印のうえ提出すること
 - ・見積金額には本契約の履行に関して必要な一切の費用を含めること。
- ※落札者決定後、入札単価に基づき、契約期間における単価契約を締結する。

5. 秘密保持及び個人情報の保護

本入札に際して知り得た広域機関の業務上、技術上の秘密及び情報（個人に関する情報含む）を目的外使用しないこと。また、第三者に漏えいしないこと。

6. 特記事項

- (1) 本説明書及び入札仕様書に記載されている事項について不明な点は、平成 29 年 3 月 2 日（木）17 時までに下記問い合わせ先へ電子メールで問い合わせることとする。問い合わせへの回答は、平成 29 年 3 月 6 日（月）までに電力広域的運営推進機関ウェブサイトの本入札公告上に開示する。
問い合わせ先：keiyaku@occto.or.jp
ウェブサイト：<http://www.occto.or.jp/oshirase/chotatu/index.html>
- (2) 本説明書に記載のない事項及び疑義については、協議のうえ決定することとする。
- (3) 本入札結果については、落札者との契約締結後、原則として、契約相手方、契約締結日及び契約単価等の契約の概要を公表することとする。

以 上

適合証明書

I. 入札説明書

区分	記載箇所	機能	充足度 ^{※1}	補足 ^{※2}
入札資格	2.1(1)	平成28・29・30年度の競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」に等級「C」以上の格付けをされており、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。		
	2.1(2)	入札説明会に参加した者であること。		
	2.1(3)	各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。		
	2.1(4)	予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。		
	2.1(5)	予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。		
	2.1(6)	会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。		
	2.1(7)	自己、自社若しくはその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力でない者であること。		
	2.1(8)	年間で会議等の速記及び議事録の作成業務を受注し、納品した実績が130件以上あること。		
	2.1(9)	社内に秘密保持体制を整え、責任者、現場管理者を適切に設け、社内のみで本業務を処理できる体制が整っていること。又はプライバシーマーク等を取得していること。		
	2.1(10)	社内に品質保持体制を整え、各工程に責任者等を適切に設けていること。又はISO9001(品質マネジメント)を取得していること。		

II. 入札仕様書

区分	記載箇所	機能	充足度 ^{※1}	補足 ^{※2}
	4(2)	音声データ受け渡しにおける情報漏洩を防止するうえで不可欠なセキュリティ機能などを備えた、大容量ファイルの送付や重要なファイルの受け渡しに適しているクラウド型オンラインストレージサービスの利用契約を有していること。		

※1 充足度については、“○(要件を満たしている)”、“△(条件付きで要件を満たしている、代替手段で要件を満たす)”、“×(要件を満たしていない)”で記述をお願いします。また、“△”を記入した場合は、補足欄に説明をご記入ください。

※2 補足欄記載がある場合、記載の内容を補足欄に記入して下さい。また、添付資料がある場合は同封し提出をお願いします。

(別紙2)

電力広域的運営推進機関
紛争解決対応室業務に関する
音声データのテキスト化業務委託
仕様書

電力広域的運営推進機関

平成29年2月

電力広域的運営推進機関

1. 件名

紛争解決対応室業務に関する音声データのテキスト化業務委託

2. 業務の目的

紛争解決対応室業務における議事録等の作成を支援するため、会議等を録音したデータをテキスト化（文字データ化）することを目的とする。

3. 契約期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

4. 業務内容

(1) 音声データテキスト化作業

会議等のデジタル音声データを受託者に提供する都度、音声データをテキスト化（文字データ化）する。テキスト化に際し、いわゆる「ケバ取り」（文脈に関係ない間投詞や言い直し、重複等を除いた表現）による文章表現とすること。

(2) 音声データの提供方法

ICレコーダーで録音した音声データと参考資料（出席者名簿等）を、受託者が契約するクラウド型オンラインストレージサービスを利用し提供する。ただし当該サービスは音声データ受け渡しにおける情報漏洩を防止するうえで不可欠なセキュリティ機能などを備えており、大容量ファイルの送付や重要なファイルの受け渡しに適していることを要す。

(3) 会議記録予定時間と予定委託回数

以下の①、②の合計とする。

① 1回あたり2時間程度が月5回、年60回（年120時間）

② 1回あたり4時間程度が3か月に2回、年8回（年32時間）

※ただし、上記会議記録予定時間および予定委託回数を確約するものではない。

(4) 納品形態

Microsoft Word 形式で納品する（パスワードを付した電子メールによる納品とする）。

若しくは受託者が契約するクラウド型オンラインストレージサービスを利用し Microsoft Word 形式で納品する。ただし当該サービスは音声データ受け渡しにおける情報漏洩を防止するうえで不可欠なセキュリティ機能などを備えており、大容量ファイルの送付や重要なファイルの受け渡しに適していることを要す。（あわせて依頼日、納品日、会議記録時間等を記載した納品書を別途提出すること）

(5) 納期

音声データを受け取った日から6営業日以内

（ただし、担当者が提出期日を別途指示した場合には、その指示した日までとする）

(6) 請求書送付先

〒135-0061 東京都江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関 紛争解決対応室

(7) 留意事項

音声データで不明な部分は、その旨を明記の上、当該個所に関する会議等の開始時刻の経過時間を分単位で併せて記載すること。

5. 検収条件

議事録作成作業が本仕様書の「4. 業務内容」に基づき実施されたこと及び納入物等の内容が適当であると担当者が確認したことをもって、検収とする。

6. 支払条件

検収月末締翌月末日までに支払うものとする。

なお、受注者は、当月に検収した音声データ時間の総合計値（1 時間超過時は 1 5 分単位とし、1 5 分未満切り上げ。8.（1）に基づく）に契約単価を乗じた金額を請求すること。

※当月分業務時間の算定にあたっては、総合計時間を算出したうえで、1 5 分未満であれば 1 5 分単位に切り上げること

7. 秘密保持及び個人情報の保護

本契約履行に際して知り得た当機関の業務上、技術上の秘密及び情報（個人に関する情報含む）を目的外使用及び第三者に漏えいしないこと。

8. その他

（1）本業務に係る時間は、音声データ 1 時間を最小時間とする。1 時間を超過した場合は 1 5 分単位での追加料金を加算することとし、当該料金は本体価格の 1 / 4（ただし、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする）の額とする。

（2）上記 4.（5）における「担当者が提出期日を別途指示した場合」は、納入時期が短縮することに伴う割増料金を加算することとし、当該料金は 8.（1）の金額に以下の割増率を適用して得た金額とする。（納期短縮依頼時は、受注者の業務状況を踏まえ短縮可否について協議する。）

納入時期	割増率
① 音声データを受け取った日の翌日	50%増し
② 音声データを受け取った日から 2 営業日以内	40%増し
③ 音声データを受け取った日から 3 営業日以内	30%増し
④ 音声データを受け取った日から 4 営業日以内	20%増し
⑤ 音声データを受け取った日から 5 営業日以内	10%増し

（3）本仕様書に記載のない事項及び疑義については、当機関と協議のうえ決定することとする。

以 上